

日介支専協第 28-0131 号

平成 28 年 8 月 24 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 鷺見 よしみ
[公 印 省 略]

会費未納者会員サービスの利用制限（フィルタリング）について
（ご連絡）

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、当協会では「平成 27 年度」もしくは「平成 28 年度」の会費納入者に会員サービス（メールマガジンの配信や会員専用サイトの閲覧等）を提供しています。

当協会の会費納入規約において、会費の納付期限を毎年 6 月末と定めています。健全な組織運営および期限内に会費を納入された会員と未納の会員との公平性の観点から、平成 28 年度会費未納者の会員サービスについて、例年通り、別紙のように一時利用制限をいたします。

平成 28 年度会費の納入時期等についてご要望がございましたら、当協会事務局までご一報いただきたく重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 会員サービス制限内容

- ・メールマガジンの配信の停止
- ・会員専用サイトの閲覧の停止
- ・J CMAだより（広報紙）の送付の停止
- ・協会が実施する各種調査の対象からの除外
- ・協会主催の研修会への会員価格適用の停止 など

2. 対象者：平成 28 年度年会費未納者

※利用制限開始以降、都道府県支部より当協会へ名簿及び会費をお納めいただいた会員には
順次、会員サービスの提供を再開します。

3. 会員サービス利用制限実施日：平成 28 年 9 月 30 日（金）

4. その他

①会員サービスの利用制限が発生した会員から貴支部宛てに問合せが入った場合
→ 貴支部にて会費納入状況を確認の上、当協会宛てにご照会いただくよう
会員にご案内ください。

②今年度会費の納入時期等についてご要望がありましたら、
当協会事務局までご一報ください。

③会員には当協会ホームページおよびメールマガジン等で事前に案内・告知します。

9 月 10 日までに当協会宛てにお納めいただいた会費・名簿については、会員サービスが途絶えることなく提供できるようにいたします。

現在、お預かりいただいている会費につきましては速やかに名簿とともに納入いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ窓口：日本介護支援専門員協会 事務局 会員管理担当
member@jcma.or.jp TEL：03-3518-0777 FAX：03-3518-0778

以上